



平成29年(2017年)11月発行 ねりま区消費者だより

# 身内が亡くなったら

手続きと  
考えて  
おくこと



身内が亡くなるのは大きな悲しみです。

しかしそのときから、やらなければならないことが  
次々と押寄せきます。

いつ何をすればいいのか、大まかな流れを整理し  
把握していれば落ち着いて対処できます。  
いざというときの備えのために参考にしてください。

第  
244  
号

編集・発行／練馬区経済課(消費生活センター) 編集協力／練馬区消費生活センター運営連絡会  
練馬区石神井町2-14-1 電話5910-3089 練馬区ホームページ [練馬区消費生活センター](#) 検索

消費生活相談専用電話5910-4860(月～金 午前9時～午後4時30分) ※祝休日・年末年始を除きます。

# 「身内が亡くなつた後のやらなければいけないこと」

臨終

## 葬儀・法要

第1章  
4P

四十九日法要

葬儀後の挨拶回り  
挨拶状送付

通夜 葬儀 告別式

葬儀社との打合せ  
知人等への連絡

葬儀の準備

遺体の搬送 安置

葬儀社を決める

近親者への連絡

## お墓

第2章  
4P

# 身内の死去

## 届け出・手続き

第3章  
5P



**返却**  
 健康保険被保険者証  
 介護保険被保険者証  
 後期高齢者医療被保険者証等

国民健康保険資格喪失届  
 (会社員・公務員)  
 5日以内

年金受給権者死亡届  
 年金証書返還  
 10~14日以内

死亡届提出  
 死体火葬許可交付申請書提出  
 火葬許可証を受け取る  
 埋葬許可証を受け取る(火葬後)  
 7日以内

死亡診断書を受け取る  
 コピーを取つておく

## 遺産の相続

第4章  
6P



遺言書等の確認

## 遺品

日記や写真などをどうしたらよいのか  
 スマホやパソコン内のデータをどうするのか  
 誰に何を分けたいのか など

## 葬儀

葬儀をするのかしないのか  
 どんな形で執り行ってほしいのか  
 遺影に使ってほしい写真があるのか  
 訃報を誰に連絡してほしいのか  
 献体・臓器提供を希望しているのか など

**聞いて  
おきたいこと**  
 故人の気持ちを尊重するためにも亡くなる前に話し合つておけるといいでしよう

## 第1章

# 葬儀・法要

一周忌



遺品の整理

喪中はがきを出す

香典返し

臨終

### 葬儀社を決める

(事前に葬儀社を選ぶポイント)

- 料金が明確で見積もりの内容をきちんと説明してくれるか
- 希望や要望をしっかりと聞いてくれるか
- 担当者のマナーが良く知識が豊富か

### 葬儀の準備

#### 喪主を決める

#### 葬儀社と打ち合わせ

(葬儀の日時を決める)

(僧侶・火葬場・斎場の都合も踏まえる)

事前に信頼できる葬儀社を選んでおけると、スムーズに進められます。故人の意思を反映した葬儀をとり行うためには前もって家族で話し合っておきましょう



#### 保管しておくもの

● 通帳や相続関連書類や領収書・印鑑など手書きに必要なもの

● 手帳や日記(メモ)、住所録など故人が使っていたパソコンや携帯電話の必要なデータ

#### 公共料金等の名義変更

#### 遺族年金その他 年金手続き

どんな種類の遺族年金が受け取れるのか、様々な要件があるので年金事務所に相談

#### 葬祭費等の申請

加入していた健康保険から支給されるので資格喪失届とともに申請するのがよい

2年内

#### 高額療養費の請求

所得税準確定申告  
確定申告の必要のある人が亡くなった場合

2年内

#### 4か月以内

#### 相続税申告

#### 預貯金払い戻し・ 不動産名義変更等

10か月以内

#### 遺産分割協議

#### 相続放棄・ 限定承認

相続開始を知った日から3か月以内

3か月以内

#### 相続財産・債務確認

#### 相続人の確認

## お墓

お墓に入りたいのか、不要なのか  
どこに埋葬されたいのか など

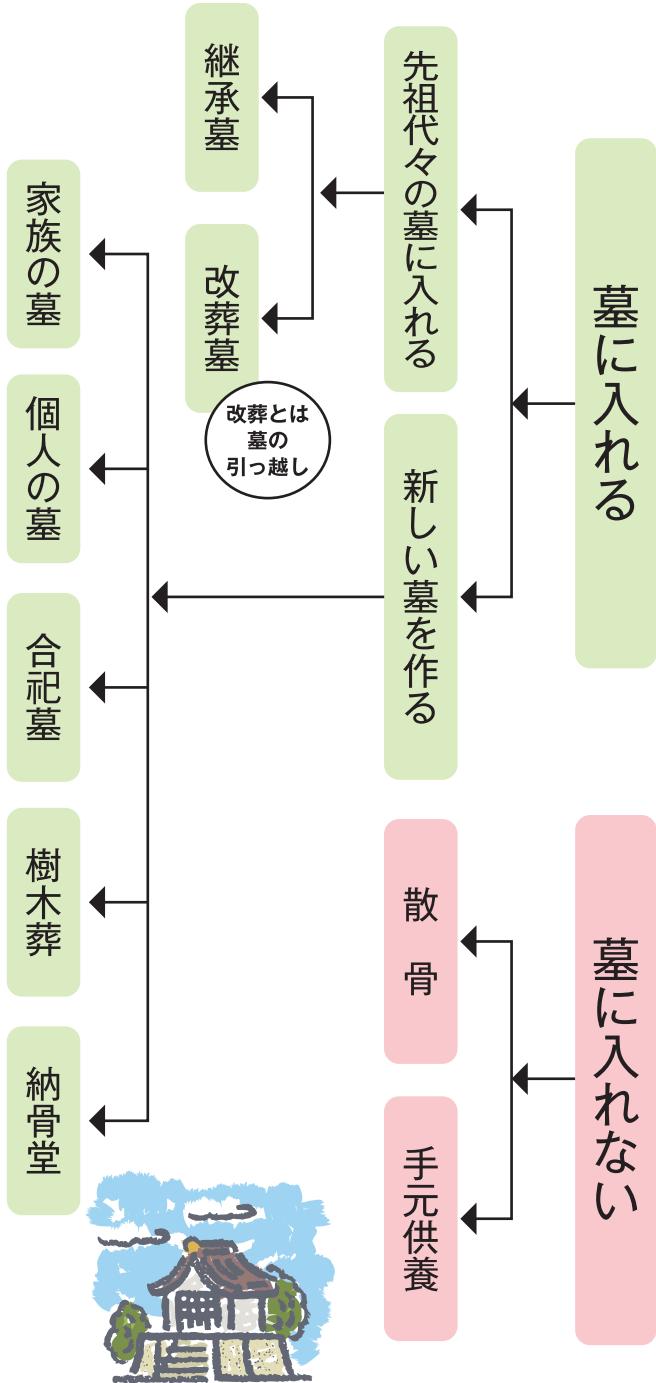
## 相続

口座のある銀行・証券会社の確認  
負債の確認(ローン・借金)  
加入している生命保険会社等の確認  
会員権の有無 など

## 遺体の搬送・安置場所を決める

- 自宅以外 焚場・斎場・葬儀社ホールの安置室
- 火葬場などの靈安室(直葬)  
病院などから火葬場の  
安置室へと直接搬送し、  
その場で短いお別れを  
する

## 第2章 お墓



これまでには先祖代々受け継がれる継承墓が主流でしたが、最近では継承者を考えないお墓やお墓を持たない新しい供養のかたちが注目されています



4

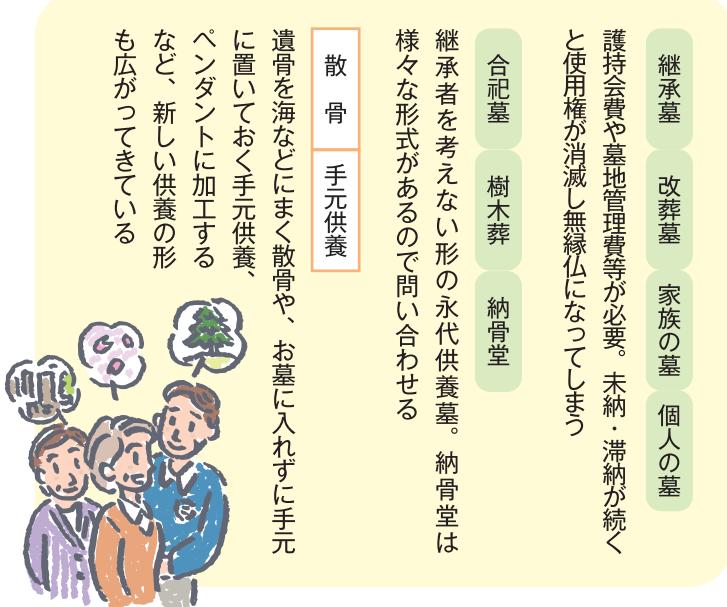
4

どんなかたちで見送るのか、故人の意思  
がわかつていれば尊重する  
● 一般葬：親族・友人・知人・会社関係者  
や、故人に関わりのあった人々  
も参列

● 家族葬：家族を中心としたごく小規模  
の葬儀  
友人、会社関係など連絡する  
範囲を考える

- 葬儀案内**
- 練馬区の指定葬儀場で葬儀を行った場合助成金あり。詳細は区ホームページ参照

- 以下のように分けて整理してみましょう
- 故人の愛用品**
- 装飾品や時計や思い出になるものなど  
形見分けをする場合は受け取ってもらえる  
か事前に確認する
  - その他 (とりあえず取つておくもの)  
写真、美術・骨董品  
の承諾を得る
  - 不用品、生活雑貨等
- 処分するもの**
- 残されて困るもの第1位は写真



## 第3章

# 届け出・手続き

届け出、手続きには様々な添付書類が必要です。  
提出先によつては「コピー」で可能な場合や返却  
される場合もあるため、確認しましょう

## 手続きに必要な書類を準備する

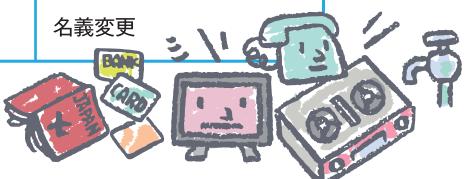
※マイナンバーが必要になる場合があります

居住している区市町村の役所で発行	死亡を確認した医師が記入
<b>印鑑証明書</b> (相続人のもの) <ul style="list-style-type: none"> <li>● 故人・請求する人のもの</li> <li>● 場合によっては故人のものは住民票</li> <li>● 銀行預金や株券の名義変更時</li> <li>● 生命保険などを受け取る時</li> <li>● 遺産分割協議書の作成</li> <li>● 相続不動産の名義変更時</li> <li>● 相続税の申告など</li> </ul>	<b>死亡診断書</b> コピーして使用 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 死亡届の手続き(原本提出)</li> <li>● 健康保険などから埋葬料を受け取る手続き</li> <li>● 生命保険などを受け取る時</li> <li>● 年金受給権者死亡届手続き</li> <li>● 遺族年金の手続きなど</li> </ul> 

本籍のある区市町村の役所で発行	
 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 相続に関する手続きの場合、被相続人(故人の)の出生から死亡までの戸籍が必要となる場合があります。</li> </ul>	<b>戸籍謄本</b> (故人・相続人のもの) <ul style="list-style-type: none"> <li>● 生命保険などを受け取る時</li> <li>● 高額療養費の手続き</li> <li>● 相続放棄の手続き</li> <li>● 自動車の所有権を移転する時</li> <li>● 相続に関する手続き</li> <li>● 年金の受給権者死亡届の手続き</li> <li>● 未支給年金の受取手続き</li> <li>● 遺族年金の手続き</li> <li>● 寡婦年金、死亡一時金の手続きなど</li> </ul>

	手続き先	手続内容
公共料金	電気・ガス・水道	各事業のカスタマーセンターなど
	NHK受信料	NHK フリーダイヤル
固定電話(NTT)	NTT 東日本・西日本	加入権継承・改称届けまたは利用休止・解約等の手続き
携帯電話	各電話会社窓口	継承または解約
クレジットカード	各クレジット会社	解約手続き・破棄
運転免許証	最寄りの警察署または運転免許センター	返却
パスポート	最寄りのパスポートセンター	返却
UR都市機構賃貸住宅	管理サービス事務者など	名義変更

## 名義変更・支払い口座変更・解約など



## 遺産の相続

相続手続きには期限が決められているものもあります。必要に応じ相続の申告、納税をしなければなりません



身内が亡くなつた後の葬儀や手続きなどは本当に大変です。

遺言書

遺言書があれば法定相続より優先される。遺言では自由に財産の分け方を決められるが、

配偶者と子・老親には最低限相続できる権利（遺留分）がある  
遺言書がなければ相続人全員で協議することになる

# ○財産の分割

相続人全員で話し合い、同意を得る必要がある

〈分割方法〉

家と土地は配偶者、預貯金は長男、有価証券は長女というように遺産を各々現物で相続する。分かりやすい分割だが、法定相続分通りに分けることは難しい

◎相続人

民法によつて相続人になることができる  
「法定相続人」の範囲と順位は決まつてゐる  
被相続人の出生から死亡までの戸籍謄本で  
相続人が確定される

## ○財産の確認

**財産目録を作るとよい**  
相続では借金などのマイナスの財産も引き継ぐことになるので、マイナスの財産の方がが多い場合には相続放棄や限定承認を選ぶことができる  
**(3か月以内に家庭裁判所に申請書を提出)**

●代償分割

相続人の一人が遺産（主に不動産等）を相続し、その代償として他の相続人に相続分の差額を現金で払う。そのため不動産の相続人は資金を用意する必要がある

